

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に

基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（幼児連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

第五条 施行日の前日において現に保育所（規則で定める要件を満たしていることを市町が認めて、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第一項の規定により申請し、同条第九項の規定により認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置する保育所であつて、当該保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。））に対して食事の提供を行う事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合における当該幼児連携型認定こども園であつて、規則で定める要件を満たすものは、当分の間、第十条第一項の規定にかかわらず、当該幼児連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼児連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

2 前項の場合において、同項に規定する幼児連携型認定こども園は、第十六条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼児連携型認定こども園においては、満三歳未満の園児に対する食事の提供について必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。